税理士は職務上知り得た秘密を守る義務があります。安心してご相談ください。

もの忘れがひどくなり、財産管理ができなくなってきたが…

不動産を処分したいが、自分の判断に不安がでてきたが…

将来、認知症になったらと不安だ。今出来ることはなんだろう？

自分のこと、家族のこと、考えてみませんか。

税理士による 成年後見 相続税・贈与税 無料相談会

日時 令和元年9月5日㈭ スタート

毎月第1木曜日

13:00～最終受付15:30

（令和2年1月・3月は1月9日㈭・3月19日㈭）

会場 長崎税理士会館 長崎県長崎市八百屋町2-3

事前予約が必要です。

TEL092-433-2366までお電話にて

※個別の具体的なご相談には対応できない場合がございます。あらかじめご了承ください。

近年、認知症や障がいがあっても、自分らしく安心して暮らしていける「成年後見制度」の積極的な活用が求められています。当支援センターでは、相談室を設け成年後見制度に関する一般的な相談や財産管理及び相続税に関する相談を受け付けます。

あなたの暮らしのそばにいる
九州北部税理士会
成年後見支援センター
TEL092-433-2366
〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1丁目13-21
詳しくはホームページをご覧ください。
北部税理士会 検索